

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	教育委員会事務局 文化財課
------	---------------

事案番号	12307
実施事案名	松山市文化財保存活用地域計画（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>松山市は、温暖な気候や豊かな自然環境の下、瀬戸内海の東西交通路の要衝として発展し、多くの文化財を守り受け継ぐことで松山らしい歴史的文化的環境が育まれてきました。一方で、少子高齢化や人口減少に伴う担い手不足、自然災害の頻発化・激甚化により、文化財の滅失や散逸、断絶が懸念されており、文化財の保存活用ができなくなることが危惧されます。</p> <p>また、近年は、文化財を教育分野やまちづくりに活用することが期待され、保存と活用のバランスが取れた取組を計画的に実施する必要があります。</p> <p>そこで、松山の歴史文化と文化財が持つ価値と魅力を再発見・共有し、後世に継承していくため、総合的な方針であり具体的なアクションプランでもある松山市文化財保存活用地域計画を策定します。</p>
策定根拠となる法令等	<p>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項</p> <p>重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成31年文部科学省令第5号）第59条第1項</p> <p>文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針（平成31年3月4日文化庁作成。令和5年3月20日変更）IV</p> <p>愛媛県文化財保存活用大綱（令和3年3月）</p>
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年1月26日（金）
------------	--------------